

審 査 基 準

平成19年 8 月 8 日作成

法 令 名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項：第59条第10項
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第6条（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：茨城県警察本部生活安全部生活環境課
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活環境課
備 考：